

御杖村ケアハウス 指定管理者募集要項

令和 7 年 1 0 月
御杖村

目次

第1章 事業に関する事項

1 指定管理者制度による募集の趣旨.....	1
2 施設の概要.....	1
3 指定予定期間.....	3
4 管理の基準.....	3
5 指定管理者が行う業務の内容.....	5

第2章 経費に関する事項

6 会計年度.....	5
7 指定管理者の収入及び納付.....	5
8 各種収入の帰属について.....	7

第3章 申請及び審査に関する事項

9 申請資格要件.....	7
10 申請の手続き.....	8
11 審査方法.....	11
12 審査項目.....	11

第4章 リスクに関する事項

13 リスク分担.....	12
---------------	----

第5章 協定に関する事項

14 協定の締結.....	13
---------------	----

第6章 その他

15 その他の留意事項.....	14
16 問い合わせ先・提出先.....	15

御杖村ケアハウス指定管理者募集要項

第1章 事業に関する事項

1 指定管理者制度による募集の趣旨

多様化する住民ニーズに対して効果的、かつ、効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上と経費の削減等を図ることを目的として、平成15年6月の地方自治法改正により、指定管理者制度が導入されました。これによって、従来、公共団体等に限定されていた「公の施設」の管理運営は、企業及びNPO法人等を含む幅広い団体に委ねることが可能となりました。このたび、指定管理者の指定期間が、令和9年3月31日に終了するにあたり、令和9年4月以降も、引き続き、社会福祉法人の運営・経営ノウハウを導入し、継続的に健全で安定した施設経営を行っていくことができる指定管理者を次のとおり広く募集します。また、募集にあたり従来のように、「公が発注し、民がその仕様に従ってサービスを提供する」というような行政側の一方的な条件提示にとどまることなく、民間事業者の能力や創意工夫を最大限に引き出し、行政と民間事業者が双方向のコミュニケーションを通じて住民福祉のより一層の向上を達成することを目的としています。なお、提案については、現事業の継続性や多様化する住民ニーズに対応した質の高い介護サービスを提供するための運営体制の充実や、村から一定の負担を求めることとなるため、収益の確保も検討いただき、創意工夫ある事業計画の提案をお願いします。

2 施設の概要

名称 御杖村ケアハウス

所在地 奈良県宇陀郡御杖村大字神末580番地

開設 平成18年4月

事業内容

◎介護保険事業

・特定施設入居者生活介護事業に関する業務

軽費老人ホーム（ケアハウス） 定員33名

・短期入所生活介護事業に関する業務

短期入所生活介護 定員 3 名

- ・通所介護事業に関する業務

デイサービス 定員 25 名

- ・訪問事業に関する業務

ホームヘルプサービス

◎老人福祉事業

- ・「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準」に規定するケアハウスに関する業務
- ・御杖村高齢者生きがい活動支援通所事業
- ・御杖村「食」の自立支援事業（配食サービス）

◎ケアハウス等の施設及び備品（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務

◎前 3 号に掲げるもののほか、御杖村が必要と認める業務

建物構造 鉄筋コンクリート造 2 階建

延べ面積 2,464.98 m²

建築面積 1 階 1,348.75 m² 2 階 1,116.23 m²

◎ケアハウス 3 ユニット（個室 33 室、共同スペース 3 ヲ所、浴室 3 ヲ所）、一般浴槽他

◎短期入所生活介護 個室 3 室

◎通所介護 機能回復訓練スペース、食堂、特殊浴槽、一般浴槽、静養室他

◎共用部分他 地域交流スペース、カラオケルーム、医務室、予備居室 3 室、厨房、事務所他

3 指定予定期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで（3年間）とする。ただし、御杖村が当該施設の管理運営を指定管理者に継続させることが適当でないと認めるときは、期間内においても指定を取り消すことがある。なお、3年以上の提案が可能な場合は、年数の提案を行ってください。

4 管理の基準

(1) 関係法令の遵守及び御杖村ケアハウスの設置目的に沿った管理運営

指定管理者は、管理運営にあたっては、条例等関係法令を遵守し、御杖村ケアハウスの設置の目的達成のため、誠実かつ効果的に実施していただきます。

(2) 情報の適切な管理

ア 守秘義務

指定管理者又は業務の一部に従事する者は、業務を行うに当たり、業務上知り得た内容を第三者にもらしてはならない。指定管理者の指定の期間が終了し、又は指定の取り消しを受けた後も同様とする。

イ 個人情報の保護

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律に規定する責務を遵守し、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。指定管理者及び指定管理者が委託した業務に従事している者は、ケアハウス等の業務に関し知り得た秘密を他に漏らし、自己の利益のために利用し、又は不当な目的に利用してはならない。指定管理者の指定の期間が終了し、若しくは指定を取り消され、又は業務に従事している者がその職を退いた後においても同様とする。

ウ 文書の管理

指定管理者は業務に伴い作成し、又は受領した文書、図面、写真及び電磁的記録を適正に管理・保存することとし、御杖村と同等以上の保存年限とする。また、指定管理者の指定の期間が終了し、又は指定の取り消しを受けた後に御杖村の指示に従って速やかに引き渡すものとする。

(3) 災害・事故への対応

指定管理者は、事故を未然に防ぎ、災害の影響を最小限にとどめるため、必要な措置を講じるとともに、事故や災害が発生した場合に適切な救急処置や安全措置ができる体制を整えるものとする。

(4) 業務の一括委託の禁止

指定管理者は、業務を一括して第三者に対して委託してはならない。ただし、業務の一部について、あらかじめ御杖村の承認を得た場合はこの限りではない。指定管理者が業務の一部を第三者に委託する場合には、すべて指定管理者の責任及び費用において行うものとし、業務に関して指定管理者が委託する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて指定管理者が負担するものとする。

(5) 損害賠償等

指定管理者は、故意又は過失により管理物件を損傷し、又は消失したときは、それによって生じた損害を御杖村に賠償しなければならない。ただし、御杖村が特別の事情があると認めたときは、御杖村は、その全部又は一部を免除することができるものとする。

(6) 第三者への賠償

本業務の実施において、指定管理者の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、指定管理者はその損害を賠償しなければならない。御杖村は、指定管理者の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に賠償した場合、指定管理者に対して、賠償した金額及びその賠償に伴い発生した費用を請求することができるものとする。

(7) 保険

管理物件が火災、落雷等による損害を受けた場合に係る建物総合損害共済制度への加入については、御杖村が行うものとする。

(8) 緊急時及び苦情への対応

指定管理者は、施設等の適正な維持管理に関すること、業務の実施に関連して事故、災害等の緊急事態が発生した場合、また管理施設の利用者等から苦情を受けた場合には、速やかに必要な措置を講じるとともに、御杖村を含む関係者に対して速やかに通報し、御杖村に対し報告書を提出しなければならない。事故等が発生した場合には、指定管理者は御杖村と協力して原因調査に当たるものとする。

5 指定管理者が行う業務の内容

御杖村ケアハウスにおける指定管理者の業務は次のとおりです。業務の詳細については、資料2「御杖村ケアハウス指定管理者業務仕様書」のとおりとします。このほか、申請時に指定管理者から提案のあった事項の中で、御杖村が、必要と認めた事項についても、指定管理者の

行う業務となります。なお、指定管理者が行う業務の全部を第三者に委託し、または請け負わせることはできませんが、専門的知識又は経験を必要とし、かつ、自ら行う事が困難な一部の業務については、御杖村の承認を得て委託することができます。

第2章 経費に関する事項

6 会計年度

管理運営に係る会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとします。

7 指定管理者の収入及び納付

(1) 各事業とも利用料金制を導入することから、指定管理者は施設の利用に係る利用料金を自らの収入とすることができます。

(ア) 利用料金収入（介護報酬、介護保険サービス利用時の本人1割負担分等）

(イ) 指定管理者独自の申請による補助金・助成金、その他の外部資金

(ウ) ケアハウス事務費等（御杖村より）

参考：令和6年度分 15,400,000円

(2) 施設使用料及び指定管理料

(ア) 施設使用料

指定管理者は収受した利用料金から、年額の納付金を提案頂き施設の維持管理費用の一部として納付して頂く、施設利用料の提案を行ってください。

(イ) 指定管理料

指定管理を実施するにあたり、御杖村からの運営補助が必要である場合は、指定管理料の提案を行ってください。

※（ア）施設利用料、及び（イ）指定管理料については、必ずどちらか一方のみの提案をお願いします。

① 指定管理料

年間の指定管理料は協定で決定する。

指定管理料は毎年度精算する。

② 収入として見込まれる主な項目

以下を指定管理者の主な収入とする。

(i) 指定管理料（指定管理料を提案し、協定を締結した場合）

(ii) 指定管理業務の実施にあたり、指定管理者の努力により得た補助金（ただし、後述のとおり、精算等の手続が必要となる場合がある）

③ 支出として見込まれる主な項目

指定管理業務の実施に伴う費用（人件費、事務費、通信運搬費、管理費（修繕費、光熱水費、維持管理費等の経費）、租税公課等。）を指定管理者の主な支出とする。なお、ケアハウス特殊建築物及び建築設備定期検査と火災通報電話料及び火災保険料は村の負担とする。

④ 管理施設の改修等

管理施設の改修、改造、増築、又は移設（以下「改修等」という。）については、次の規定を除き御杖村が自己の費用と責任において実施するものとする。指定管理者は、業務の効率的又は効果的な運営を目的として管理施設の改修等を行おうとする場合には、御杖村に協議を申し出ることができる。当該協議においては当該改修等の必要性、妥当性等を検討するものとし、御杖村がその必要性、妥当性等を適正と認めた場合に、指定管理者は当該改修等を自己の費用と責任において実施できるものとする。

⑤ 管理施設の修繕

管理施設の修繕については、1件につき100万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上のものについては御杖村が自己の費用と責任において実施するものとし、1件につき100万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満の小規模な修繕については、迅速に対応するため、指定管理者が自己の費用と責任において実施するものとする。

⑥ 備品の管理

指定管理者は、指定期間中、管理備品を常に良好な状態に保つものとする。管理備品が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合、指定管理者は必要に応じて自己の費用で当該管理備品を購入又は調達するものとする。ただし、特殊浴室内の入浴設備備品は除くものとする。また、管理備品は、毎年度末に指定管理者が備品管理台帳を提出し、御杖村の確認を受けるものとする。御杖村は、御杖村が自己の費用と責任において購入又は調達した管理備品（以下「備品等（I種）」という。）は、引き続き、指定管理者に貸与するものとする。指定管理者は故意又は過失により管理備品をき損滅失したときは、御杖村との協議により必要に応じて、御杖村に対しこれを弁償又は指定管理者の費用で当該管理備品を購入又は調

達しなければならない。

⑦ 指定管理者による備品等の購入

指定管理者は任意により備品等を購入調達し、本業務の実施のために供することができるものとする。指定管理者が任意により備品等を購入又は調達した備品等（以下「備品等(Ⅱ種)」という。）は、指定管理者が帳簿を設ける等により、備品等(Ⅰ種)と区別して整理するものとする。

⑧ 決算関係等参考資料（リンク先）

社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム

○独立行政法人 福祉医療機構 WAMNET

【社会福祉法人の現況報告書等情報検索】

<https://www.wam.go.jp/wamnet/zaihyoukaiji/pub/PUB0200000E00.do>

○奈良県 WAMNET

【社会福祉法人の現況報告書等情報検索】－【法人詳細情報】－【みつえ秀華苑拠点拠点区分】

[https://www.wam.go.jp/wamnet/zaihyoukaiji/pub/PUB0201000E00.do?_FORMID=PUB0219000
&vo_headVO_corporationId=1629107974](https://www.wam.go.jp/wamnet/zaihyoukaiji/pub/PUB0201000E00.do?_FORMID=PUB0219000&vo_headVO_corporationId=1629107974)

8 各種収入の帰属について.

サービスの提供に係る各事業の各種収入について、指定管理者の収入となるものは、令和9年4月提供分からであり、それ以前のサービス提供に係るものについては、前指定管理者に帰属するものとします。

第3章 申請及び審査に関する事項

9 申請資格要件

応募の資格は、次の各号に掲げる条件に該当する事業者とします。これらの申請資格要件を欠く事態が生じた場合、当該申請者は失格とする。

(ア) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人であること。

- (イ) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 2 項第 3 号に規定する事業のいずれかを 2 年以上良好に運営していること（令和 7 年 9 月 1 日現在）。
- (ウ) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）167 条の 4 の規定に該当しない者。
- (エ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等の規定に基づき更生又は再生手続きをしていない法人等であること。
- (オ) 最近 1 年間で国・県・市町村の租税公課を滞納していないこと。
- (カ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制の下にない法人であること。
- (キ) 次に掲げる者が無限責任社員、取締役、執行委員、監査役、理事若しくはこれらに準ずる者、支配人または清算人である団体（イ及びウに掲げる者にあつては、村が資本金、基本金その他これらに準ずるものの 2 分の 1 以上を出資している法人を除く。）でないこと。

ア 議会の議員

イ 村長及び副村長

ウ 教育長及び教育委員、選挙管理委員会委員、監査委員、農業委員会委員、固定資産評価審査委員会委員

10 申請の手続き

(1) 提出内容

- ① 公の施設における指定管理者の指定手続きに関する申請書（第 1 号様式）
- ② 事業計画書（第 2 号様式）
- ③ 収支計画書（第 3 号様式）
- ④ 応募する法人等に関する書類
 - ・法人等の概要
 - ・定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類
 - ・法人の登記簿謄本又は登記事項証明書
 - ・事業報告書及び確定申告書の写し

[税務署へ報告している別表・決算書・勘定科目明細等すべてのもの]

(いずれも直近3事業年度分)

・事業所を有する所在地にかかる、最近1年間の都道府県税、村税、法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書(未納がないことを証するもの)

・運営資金の状況を証明する書類

[金融機関発行の預金残高証明書又は融資確約書、寄付による場合は寄付確定書又はこれらに類するもの] (いずれも、直近に発行されたもの)

・介護保険法に基づく、実地指導等の結果通知書(直近に実施されたもの)

・申請資格要件(イ)に該当する開設許可書の写し

・施設の管理・運営に関する業務実績を記載した書類(様式は自由)

⑤ 申請資格要件に該当する旨の誓約書(第4号様式)

⑥ 暴力団排除に関する誓約書兼同意書(第5号様式)

⑦ 御杖村ケアハウス指定管理者提案書評価チェックシート(書面審査)(別紙2)

(2) 提出方法

① 提出書類の体裁

提出書類は、以下に記す体裁を整えてください。

・各書類については、原則としてA4版で提出してください。ただし、パンフレットなど、A4版で提出できないものがある場合には、A4サイズに折り込んで提出してください。

・提出にあたっては、各書類を(1)に記載の①～⑦の順番に並べ、ファイルやバインダー等に綴ってください。

・ファイルやバインダー等のおもて表紙及び背表紙には、シール等で「御杖村ケアハウス指定管理者募集事業者名(〇〇〇〇)」と記載してください。

② 部数

提出書類は、正本を1部、副本(写し)を10部提出してください。

(3) 募集のスケジュール

内 容	時 期
募集要項の配布開始	令和 7 年 10 月 7 日 (火)
募集説明会・施設見学会申込受付	令和 7 年 10 月 7 日 (火) ～ 11月 10 日 (月)
募集説明会・施設見学会	令和 7 年 11 月 17 日 (月) ～ 11月 21 日 (金)
募集要項に関する質問の受付	～ 11月 28 日 (金) 〆切
募集要項に関する質問への回答	随時回答 ～ 令和 7 年 12 月 10 日 (水) までに回答
応募書類提出受付	令和 7 年 12 月 15 日 (月) ～ 12月 25 日 (木)
応募書類の確認	令和 7 年 12 月下旬 ～ 令和 8 年 1 月中旬
書面審査・プレゼンテーション審査	令和 8 年 1 月中旬 ～ 令和 8 年 2 月上旬
指定管理者の指定	令和 8 年 3 月

(4) 募集要項の配布

①配布開始：令和 7 年 10 月 7 日 (火)

②配布方法：御杖村役場 保健福祉課

御杖村HP <https://www.vill.mitsue.nara.jp>

(5) 募集説明会・施設見学会

募集説明会及び施設見学会を開催しますので、応募予定の法人は、事前に申し込みの上、出席してください。

① 日時：令和 7 年 11 月 17 日 (月) ～ 11 月 21 日 (金) 13 時 30 分から

*上記期間のうち、村が指定する日とする。

② 会場：御杖村保健センター及び御杖村ケアハウス

③ 申込方法：令和 7 年 10 月 7 日 (火) ～11 月 10 日 (月) 17 時 00 分までに、募集説明会・施設見学会参加申込書（第 6 号様式）を御杖村役場保健福祉課に E-mail 又は FAX で送付してください。

④ 注意事項

- ・参加人数は、各法人3名以内とします。
- ・施設内では入所者等へ十分な配慮を行い、職員の指示に従ってください。
- ・施設見学会は、入所者が生活をされている現地での開催となりますので、その場で知り得た情報については、第三者に漏らさないようにしてください。また、御杖村が提供する資料についても、御杖村の了承を得ることなく、第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示したりすることを禁じます。

(6) 募集に関する質問

①受付〆切：11月28日（金）17時00分まで

②受付方法：質疑事項提出書【質問書】（第7号様式）をE-mail又はFAXで御杖村保健福祉課に送付してください。

(7) 募集に関する質問への回答

募集要項に関する質問については、令和7年12月10日（水）までにE-mail又はFAXにて回答します。なお、質問に対する回答は、本要項の追加又は修正とみなします。

(8) 申請の方法

①提出方法：御杖村役場保健福祉課に持参にて提出してください。

②提出期間：令和7年12月15日（月）～令和7年12月25日（木）

※土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時00分まで

1.1 審査方法

別紙1「御杖村ケアハウス指定管理者選定基準」のとおり。

1.2 審査項目

別紙2「御杖村ケアハウス指定管理者提案書評価チェックシート」

別紙3「御杖村ケアハウス指定管理者選定プレゼンテーション評価チェックシート」

第4章 リスクに関する事項

1.3 リスク分担

指定期間内におけるリスク分担を下表にて示す。

リスク項目	リスクの内容	分担	
		村	指定管理者
法令等の変更	当該施設の管理運営に直接影響する法令等の変更	○	
	上記以外のもの		○
税制度の変更	当該施設の管理運営に直接影響する税制度の変更	○	
	消費税及び地方消費税に係る税制の変更	○	
	指定管理者の利益に課される税に係る税制の変更		○
許認可の取得等	当該施設の管理運営に影響を及ぼす許認可の新設・変更によるもの	○	
	村が取得すべき許認可の遅延等によるもの	○	
	指定管理者が取得すべき許認可の遅延等によるもの		○
物価変動	物価の変動による経費の増加		○
金利変動	金利の変動による経費の増加		○
需要変動	大規模な外的要因による需要変動	○協議	○協議
	村の事業内容の変更等に起因する需要変動	○	
	上記以外のもの		○
管理運営内容の変更	村の政策変更、指示によるもの	○	
	指定管理者の発案によるもの		○
村議会の議決	指定の議決が得られないことによるもの		○
不可抗力 ※1	不可抗力による施設・設備の復旧に係る経費の増加	○	
	不可抗力による管理運営の中断・中止	○協議	○協議
施設・設備等の損傷 ※2	村に帰責事由があるもの	○	
	指定管理者に帰責事由があるもの	○	
	上記以外のもの		○
第三者賠償	村に帰責事由があるもの	○	
	指定管理者に帰責事由のあるもの		○
	村及び指定管理者の双方に帰責事由があるもの	○協議	○協議
管理運営の中断・中止	村に帰責事由があるもの	○	
	指定管理者に帰責事由のあるもの		○
	上記以外のもの	○協議	○協議
事業終了時の費用	指定期間の終了又は指定の取消しによる施設の原状回復に係る費用		○

本表に定める事項に疑義が生じ、又は本表に定める事項以外の不測の事態が生じた場合は、村及び指定管理者が協議の上、リスク分担を定める。

※1：不可抗力とは、村及び指定管理者の行為とは無関係に外部から生じる障害で通常必要と認められる注意や予防方法を尽くしてもなお防止し得ないものを意味し、具体的には、暴風、

豪雨、地震、その他自然災害、火災、戦争、内乱、テロ、暴動、伝染病・感染症の流行等を指す。

第5章 協定に関する事項

14 協定の締結

1 協定の締結

(1) 締結する協定の主な内容

指定管理者と村は協議の上、次の事項について協定を締結する。締結する協定は、指定期間を通じた「基本協定書（覚書）」とする。各々の主な内容は、以下のとおりである。基本協定書案を参照すること。

ア 基本協定書の内容

- ・ 本協定の目的
- ・ 指定管理者の指定の意義
- ・ 公益性及び社会福祉法人の趣旨の尊重
- ・ 信義誠実の原則
- ・ 管理物件
- ・ 協定の期間
- ・ 指定管理者が行う業務
- ・ 業務の実施
- ・ 事業計画書の提出
- ・ 業務の一括委託の禁止
- ・ 管理施設の改修等
- ・ 管理備品の管理
- ・ 乙による備品等の購入
- ・ 緊急時及び苦情への対応
- ・ 守秘義務に関する事項
- ・ 個人情報の保護
- ・ 文書の管理保存
- ・ 業務実績報告等
- ・ 施設利用者のアンケート等の実施
- ・ 業務実施状況調査
- ・ 村による事業実施状況の確認
- ・ モニタリング・指定管理料
- ・ 指定管理者が支払う施設使用料
- ・ 事務費助成
- ・ 損害賠償等

- ・ 三者への賠償
- ・ 保険
- ・ 業務の引継ぎ等
- ・ 原状回復義務
- ・ 管理備品等の扱い
- ・ 村による指定の取り消し
- ・ 権利・義務の譲渡の禁止
- ・ 重要事項の変更の届出
- ・ 請求、通知用の様式その
- ・ 疑義についての協議

イ 覚書の内容

- ・ 入居者の決定等
- ・ 利用時間及び休所日
- ・ 利用料金
- ・ 職員
- ・ 疑義についての協議
- ・ 更新についての協議
- ・ 有効期間

(2) 協定の締結の流れ

議決後に、基本協定書を締結する。

第6章 その他

15 その他の留意事項

1 その他の留意事項

(1) 審査及び協定等の締結に係る留意事項

(ア)審査及び協定等の締結に係る手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(イ)申請者は、募集要項等資料を熟読し、かつ、遵守すること。

(ウ)申請者は、募集要項等についての不明を理由に異議を申し立てることはできない。

(エ)提出後の申請書類の差し替え及び追加・削除は認めない。ただし、再提案を求める場合を除く。

(オ) 提出後の申請書類は返却しない。

(カ) 申請書類の著作権は申請者に帰属するが、その内容の全部又は一部を公開する場合がある。このとき、御杖村は、申請書類を無償で利用できるものとする。公開に際しては、申請者のノウハウに係る内容が記載されている可能性があるため、公開されることにより提案した申請者の権利が著しく阻害されると認められる内容を除くものを対象とし、詳細については当該申請者と協議して対応する。

(キ) 申請者は、募集要項等の記載内容を承諾したものとする。

(ク) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、失格とすることがある。

(ケ) 申請に要する一切の経費は、申請者の負担とする。

(2) 事業の実施に係る留意事項

(ア) 指定の取消し等

指定管理者による管理を継続することが適当でないと認める場合は、その指定を取消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

16 問い合わせ先・提出先.

御杖村 保健福祉課

所在地：〒633-1302 奈良県宇陀郡御杖村大字菅野1581番地

電話：0745-95-2828（直通）

FAX：0745-95-6011

メールアドレス：fukushi@vill.mitsue.lg.jp

※問合せ及び書類の持参提出（提出期限内に限る）は、土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く午前8時30分から午後5時00分まで